



参考資料

- 1 土地利用調整委員会・同幹事会名簿
- 2 都市マスタープラン策定経緯
- 3 用語解説

1

土地利用調整委員会・同幹事会名簿

■土地利用調整委員会名簿

平成 27 年 9 月 29 日現在

No.	職 名	氏 名	備 考
1	副 町 長	吉 川 進	委員長
2	教 育 長	熊 坂 直 美	職務代理
3	総 務 部 長	白 井 幸 夫	
4	民 生 部 長	平 本 明 敏	
5	環 境 経 済 部 長	大 成 敦 夫	
6	建 設 部 長	橋 本 和 明	
7	教 育 次 長	佐 藤 隆 男	
8	消 防 長	沼 田 直 己	
9	水 道 事 業 所 長	大 矢 秋 夫	

■土地利用調整委員会幹事会名簿

平成 27 年 9 月 29 日現在

No.	職 名	氏 名	所 管 事 務
1	危 機 管 理 室 長	染 矢 敬 一	地域防災計画・防災行政無線
2	総 務 課 長	小野澤 悟	広報掲示板
3	企 画 政 策 課 長	柏 木 徹	総合計画・寄付金
4	行 政 推 進 課 長	小 倉 正	自治会加入
5	管 財 契 約 課 長	伊 従 健 二	町有財産
6	福 祉 支 援 課 長	大 矢 さよ子	所管する社会福祉施設
7	子 育 て 支 援 課 長	志 村 修	所管する社会福祉施設
8	高 齢 介 護 課 長	大 貫 博	所管する社会福祉施設
9	住 民 課 長	澤 村 建 治	交通安全施設・防犯灯
10	環 境 課 長	小 島 義 正	公害・合併浄化槽・ごみ処理施設
11	農 政 課 長	大 木 偉 彦	農林道・農業用排水路等
12	商 工 観 光 課 長	和 田 康	企業立地・商工観光
13	道 路 課 長	大 貫 健	道路・排水
14	都 市 施 設 課 長	中 村 武 司	代表幹事 総括窓口・都市計画・排水・公園・建築
15	下 水 道 課 長	家 城 博 昭	下水道・都市排水
16	教育委員会教育総務課長	山 田 正 文	文教施設
17	教育委員会生涯学習課長	片 岡 由 美	集会施設
18	教育委員会スポーツ・文化振興課長	相 馬 真 美	体育施設・文化財
19	農業委員会事務局長	沼 田 孝 作	農地転用
20	消 防 本 部 消 防 課 長	荻 田 康 也	消防水利
21	水道事業所工務班主査	山 本 伸 二	上水道

2

都市マスタープラン策定経緯

年月日	会議名等	協議等の内容
H26. 10. 3	第1回土地利用調整委員会幹事会	アンケート調査の調査票内容について
H26. 10. 14	第1回土地利用調整委員会	アンケート調査の調査票内容について
H26. 10. 29 ～11. 13	住民アンケート調査の実施	※町内居住 20 歳以上、1,500 人を対象 回収率：39.2%
H26. 12. 24 ～12. 25	庁内関係課ヒアリング	プランにおける関係課の施策進捗状況 と考え方について
H27. 2. 6	第2回土地利用調整委員会幹事会	全体構想素案について
H27. 2. 13	第2回土地利用調整委員会	全体構想素案について
H27. 3. 1	住民説明会日程 広報周知	
H27. 3. 20	住民説明会（ラビンプラザ）	全体構想素案について
H27. 3. 21	住民説明会（文化会館）	全体構想素案について
H27. 6. 30	第3回土地利用調整委員会幹事会	地域別構想素案について
H27. 7. 9	第3回土地利用調整委員会	地域別構想素案について
H27. 8. 1	住民説明会日程 広報周知	
H27. 8. 15	住民説明会日程 回覧周知	
H27. 8. 22	住民説明会（ラビンプラザ）	地域別構想素案について
H27. 8. 29	住民説明会（文化会館）	地域別構想素案について
H27. 9. 17	第4回土地利用調整委員会幹事会	都市整備の総合的方針・整備プログラム について
H27. 9. 29	第4回土地利用調整委員会	都市整備の総合的方針・整備プログラム について
H28. 1. 15	県都市計画課調整	都市マスタープラン改訂案について
H28. 1. 20	都市計画審議会（諮問）	都市マスタープラン改訂案について
H28. 2. 5	都市計画審議会（審議）	都市マスタープラン改訂案について
H28. 2. 10	都市計画審議会（答申）	都市マスタープラン改訂案について
H28. 2. 19 ～ 3. 9	パブリックコメント	

あ行

愛川町自治基本条例（118 ページ）

愛川町の自治運営に関する基本的事項を定めることにより、町民等の参加による開かれた町政の運営をはかり、もって真の自治の実現を推進することを目的として、平成16年3月に制定した条例です。

か行

コミュニティ道路（61 ページ）

通過交通の進入を排除し、歩行者や自転車の安全を守るために、自動車が自然に減速するような車道の幅員を変化させたり、カーブや段差(ハンプ)を取り入れるなどして、設計された道路のことです。

コンパクトな市街地（55 ページ）

これまでのように市街地の拡大や分散をはかるのではなく、日常生活圏の中で多様なニーズを満たす生活ができるよう、計画的に都市機能を集積・配置するとともに、道路、公共輸送等の交通基盤が充実した、「歩いて暮らせるまちづくり」を実現できる市街地のことです。

さ行

サイクル（パーク）&バスライド（58 ページ）

自転車（自動車）に乗ってバス停まで移動し、バスに乗り換えることです。バス停周辺のバスに乗り換えやすい場所に駐輪場（駐車場）を整備することにより、交通ターミナル機能の強化をはかることができます。

施設緑地（67 ページ）

「都市公園等」（次ページ参照）と、青少年広場や学校のグラウンド、河川緑地などの公共施設の緑である「公共施設緑地」のことです。

整序誘導区域（116 ページ）

市街化調整区域において、都市的土地利用と農業的土地利用が混在するなどの課題がある地域について、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序をはかるため、集落地域整備法に基づく集落地区計画や、地区計画の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内で一定の都市的土地利用を一体的にはかつていく区域のことです。

た行

地区計画（48 ページ）

住民の生活に結びついた地区を単位として、建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、道路、公園などの配置等について、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画のことです。

D I D（75 ページ）

人口集中地区のことで、市街地の特質を明らかにするものです。国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、1. 「原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接」して、2. 「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域」のことです。

都市型産業（60 ページ）

付加価値の高い商品やサービスを提供したり、多様で高度なニーズに対応する産業のことです。

都市公園等（67 ページ）

街区・近隣・地区公園などの「住区基幹公園」と、歴史公園・風致公園などの「特殊公園」、県立あいかわ公園のような「広域公園」、「都市緑地」のことです。

都市ストック（48 ページ）

これまで整備・蓄積されてきた、道路・公園・下水道等の都市基盤施設と、居住・商業・工業機能等の都市機能のことです。

ま行

まちづくり推進地区（118 ページ）

愛川町自治基本条例（前ページ参照）のまちづくりに関する事項において、まちづくりの方針を策定することが必要な地区として、町が指定するものです。この地区においては、まちづくりに対する町民等の自主的な活動を促進するとともに、良好な住環境の整備、緑化の促進、景観の形成、農業や環境の保全等のまちづくりを推進するものとします。

ら行

ロードサイド型の商業施設（88 ページ）

商業用語では、幹線道路等の通行量の多い道路の沿線に、マイカーでの来店を前提として、広めの駐車場を備えた店舗のことです。マイカーでのアクセスを前提としていることから、比較的広い範囲から集客することができます。